

大阪市立大学学術情報総合センターにおける防犯カメラ設置及び運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立大学学術情報総合センター（医学分館を含む。以下「センター」という。）に設置される防犯カメラの運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「防犯カメラ」とは、犯罪・迷惑行為等の違法行為（以下「犯罪等」という。）の抑止と確認を目的とし、定められた場所に継続的に設置されたカメラで、かつ画像記録装置を有するものをいう。
- (2) 「画像」とは、防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

(設置目的等)

第3条 防犯カメラの設置は、センターにおける盗難等の犯罪等の発生が予想される場所の画像及び犯罪等に関わる証拠を記録することによって、犯罪等の抑止と確認を図るとともに、学生・教職員等利用者の安全を確保することを目的とする。

- 2 センターは、前項の設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の画像を記録された者の権利保護を図らなければならない。

(管理及び管理責任者等)

第4条 防犯カメラの管理運用にあたっては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）に基づき適正に行う。

- 2 センターに設置された防犯カメラの運用及び画像の適正な管理に係る責任者として「管理責任者」を置き、市立大学事務局大学運営部学術情報課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ、モニター及び画像の取り扱いを行う担当者（以下「取扱担当者」という。）を定めるものとし、取り扱いにあたっては管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者が従事してはならない。

(設置等に係る措置)

第5条 防犯カメラは、原則として常時作動させるものとし、犯罪等の抑止と確認を目的として、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 設置数と撮影範囲は、防犯上必要な程度に留める。
- (2) 防犯カメラの設置にあたっては、カメラ設置付近又は撮影対象区域の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示する。

(画像の管理等)

第6条 防犯カメラ、画像モニター及び記録した媒体については、施錠可能な室内又は施錠可能な保管庫内に保管するなど、盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講ずるものとする。

2 画像の保存期間は、原則として15日間とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去又は記録媒体の破砕等の処理を行う。ただし、事件又は事故等が発生した場合など、管理責任者が必要と認めた場合は、15日間を超えて保存することができる。

3 画像は撮影時の状態のまま保存し、編集又は加工は行わない。

4 管理責任者等は、前各項に掲げるもののほか、画像及び記録した媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

(画像の再生)

第7条 管理責任者等は、事件又は事故等が発生した場合、本要綱の各条項に反しない範囲で記録された画像を再生し、その内容を確認することができる。ただし、取扱担当者が画像の再生、確認を実施する場合は、管理責任者立ち会いの下で行うものとする。

2 前項の画像の再生、確認は、犯罪等の確認を目的とする場合に限るものとし、再生、確認した者の氏名、日時等を記録するものとする。

(提供の制限)

第8条 管理責任者等は、画像並びに画像から知り得た情報を第三者に提供してはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、提供に妥当性が認められる場合は、管理上必要な事項を記録したうえで、画像を提供することができる。

- (1) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。
- (3) 個人の生命・財産を守るため緊急かつやむを得ない場合。
- (4) 個人が特定される画像で、本人の同意がある場合又は本人に提供する場合。

(苦情等への対応)

第9条 管理責任者等は、設置された防犯カメラに関する利用者からの苦情等に対し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの運用・管理に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。